

国立大学法人富山大学特命診療助手規則

令和5年1月24日制定

令和7年2月12日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第21条第2項の規定に基づき、医療系技術職員のうち特命診療助手に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次条において、医師免許とは、医師法（昭和23年法律第201号）（以下この条において「医師法」という。）及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）（以下この条において「歯科医師法」という。）に規定する医師免許及び歯科医師免許をいう。

(特命診療助手)

第3条 この規則において、特命診療助手とは、附属病院の働き方改革を目指すため、医療安全、医師の健康確保及び地域医療への貢献を実現するために期間を定めて雇用する者であり、次のいずれかの各号に該当する者とする。

- (1) 専門医若しくは認定医等の資格を有する者
- (2) 医師免許取得後5年以上の臨床経験を有する者

(任期)

第4条 特命診療助手の任期は、5年以内とし、再任はしない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年2月12日から施行する。